山口市小郡南集会所

〇使用料

令和９年３月３１日まで

利用時間	（A） 施設 使用料	（B） 営利等 加算金	（C） 冷暖房 使用料	A＋C	A＋B	A＋B＋C
8:30 ～ 13:00	970円	1,940円	2,400円	3,370円	2,910円	5,310円
13:00 ～ 17:00	860円	1,720円	2,140円	3,000円	2,580円	4,720円
17:00 ～ 22:00	1,080円	2,160円	2,670円	3,750円	3,240円	5,910円

※入場料等を徴収するときや、営利･営業･宣伝等の目的で利用するときは、
施設使用料が通常の３倍の金額になります。
（上表の施設使用料（A）＋営利等加算金（B））

〇使用料

令和９年４月１日からまで

利用時間	（A） 施設 使用料	（B） 営利等 加算金	（C） 冷暖房 使用料	A＋C	A＋B	A＋B＋C
8:30 ～ 13:00	1,160円	2,320円	2,880円	4,040円	3,480円	6,360円
13:00 ～ 17:00	1,030円	2,060円	2,570円	3,600円	3,090円	5,660円
17:00 ～ 22:00	1,300円	2,600円	3,200円	4,500円	3,900円	7,100円

※入場料等を徴収するときや、営利･営業･宣伝等の目的で利用するときは、
施設使用料が通常の３倍の金額になります。
（上表の施設使用料（A）＋営利等加算金（B））